

議案第194号

さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) [略] 3 [略]	(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) [略] 3 [略]

第2条 さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の157.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当) 第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の155</u>、12月に支給する場合には<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

### (適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

### (期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のさいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

### (委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。